

# 令和2年度 地域研究レポート集

令和3年3月

公益財団法人  
埼玉りそな産業経済振興財団

## ■ はじめに

---

弊財団は、埼玉県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な情報提供を行い、経済活動全般に対する適切な情報提供と積極的な支援活動を通じて、地域経済・地域産業の振興と健全な発展に寄与することを目的としています。

世界で初めて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発症が確認されて既に1年以上が経過しています。世界的な感染拡大は社会の混乱を招き、経済的な打撃は計り知れません。日本でも感染者は増減を繰り返し、社会・経済活動は大きく制限され、収束の見通しが立たない状況が続いています。

国民生活を守り地域を守るため、あらゆる政策を早期に実行し、収束に向けて全力を尽くすことが極めて重要になっています。

令和2年度は、各研究員が最近の社会・経済情勢を踏まえた独自のテーマを設定し、地域における社会的課題の実態、要因、将来の方向性等について、調査、研究、提言を行っています。

本冊子は、「埼玉りそな経済情報」（発行 株式会社 埼玉りそな銀行）に地域研究レポートとして令和2年7月号から令和2年12月号まで掲載した研究成果を取りまとめたものです。

本冊子を通じて、各自治体や事業者の皆様が抱えている課題の解決に少しでもお役にたてば幸いです。

## ■ 目 次

---

01	新型コロナウイルス感染症と自治体の危機管理 .....	1
02	所有者不明土地問題と法整備の現状 .....	5
03	これからの時代に企業が生き残っていくための鍵 ～DX（デジタルトランスフォーメーション）とは何か～ .....	9
04	テレワークで進める働き方改革 ～個人、企業、そして地域へ～ .....	13
05	防災・避難・復興における女性の視点の必要性 .....	17
06	eスポーツの概観と展望 .....	21

# 01 新型コロナウイルス感染症と 自治体の危機管理

主席研究員 萩原 淳司

## はじめに

2020年1月からの(国内1例目の報告は1月15日)新型コロナウイルス感染症の国内での発生・拡大は、地域に大きな影響を与え続けている。本レポートでは、自治体の危機管理の観点から新型コロナウイルス感染症対策の動向について概観し、取り組むべき課題を明らかにしたい。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法

2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)を契機として、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、2013年に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特別措置法とする)が施行された。この特別措置法に規定する新型インフルエンザ等として新型コロナウイルス感染症を位置付ける改正が、2020年3月に施行されており、現在、新型コロナウイルス感染症対策は、特別措置法に基づき行われている。

国レベルでは、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を同年1月30日に閣議決定により設置したが、同年3月26日に閣議決定を一部改正して、特別措置法に基づくよう本部を位置付け直している。同年4月7日に7都府県を対象に発出され、16日に全都道府県に拡大された緊急事態宣言は、特別措置法32条に定められたものである。

## 新型インフルエンザ等対策行動計画 国－都道府県－市町村の体系とその内容

特別措置法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府は政府行動計画を作成し(第6条)、都

道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成し(第7条)、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成する(第8条)ものとする、とされている。

政府行動計画は、2013年6月に閣議決定され、埼玉県行動計画は、2014年1月に策定されており、県内各市町村も策定を行っている。

政府行動計画は、発生段階(1未発生期 2海外発生期 3国内発生期 4国内発生早期 5国内感染期 6小康期)ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目((1)実施体制(2)サーベイランス・情報収集(3)情報提供・共有(4)予防・まん延防止(5)医療(6)国民生活及び国民経済の安定の確保)の個別の対策を記載している。

都道府県行動計画、市町村行動計画も、これに準じた枠組みで、各発生段階における対策を示している。(市町村では、国の主要6項目に、予防接種を加えて7項目としているところもある)

### ●埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の「対策のポイント」

- ①指定地方公共機関の指定
- ②県対策本部の設置
- ③特定接種(医療従事者等への先行接種の実施)
- ④住民接種(全国民を対象に市町村が実施)
- ⑤不要不急の外出の自粛要請、学校・施設の使用制限の要請・指示
- ⑥新型インフルエンザ等専用外来の開設の依頼
- ⑦医療従事者に対する医療等の実施の要請  
※医療関係者に対する実費の弁償、損害の補償
- ⑧臨時の医療施設の設置、土地等の使用
- ⑨備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出(卸業者を通じた供給)
- ⑩緊急物資(医薬品等)の運送の要請・指示
- ⑪特定物資(医薬品、食品、燃料等)の売渡しの要請・収用

●発生段階ごとの対策（埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画）

	1 未発定期	2 海外発定期	3 国内発定期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
状況発生	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制		②県対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応）				県対策本部の廃止
			国が緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）			
サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）					
		サーベイランスの強化（全数把握開始）		全数把握中止		
			学校等の集団発生状況の把握			
共有情報提供		電話相談窓口の設置				
		知事コメント等により注意喚起・情報提供				
まん延・予防防止		③特定接種（医療従事者等への先行的接種）				
			④住民接種（全国民を対象に市町村が実施）			
			⑤不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限			
医療	抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給体制の確保				⑨備蓄した抗ウイルス薬の供給	
		⑥専用外来における医療提供、入院措置				
		⑦医療等の実施の要請・指示				
	①指定地方公共機関の指定、業務計画策定				⑧臨時医療施設の設置	
経済生活及び県民の安心確保			指定地方公共機関等の業務継続			
			⑩緊急物資の運送等の要請・指示			
				⑪特定物資の売渡しの要請・収用		

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

埼玉県では、2020年5月25日に国の緊急事態宣言が解除され、同年6月中旬現在、新型コロナウイルス感染症に対し、県内感染拡大期から小康期に向けて対策が進められている。県対策本部、市町村対策本部は引き続きサーベイランス（発生状況の監視）を実施し、情報提供・共有、医療体制の整備を行っている。予防・まん延防止については、ワクチンが存在しないため接種は行わず、不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限が主な対策となってきたが、徐々に解除されている。

抗ウイルス薬は開発されていないものの、緊急物資、特定物資は不足せず、医療体制は維持され、健康被害の抑制も進みつつある。社会・経済への影響の抑制、及び、小康期をにらんでの生活・経済の回復のための事業・生活の支援を中心とした施策に取り組んでいるといえる。

流行の第二波への備えとともに、国、都道府県、市区町村の行動計画について、今回の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大・抑制の経験を踏まえた精緻化・改善が求められる。

## 国一都道府県一市町村の危機管理体系と課題

行政の危機管理の主要な対象は自然災害だった。災害対策基本法は1959年の伊勢湾台風による多大な被害を契機に制定された。その後、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震などの震災、2015年9月の関東・東北豪雨、2019年の台風15号、19号による風水害など、大規模な自然災害が続き、対策の強化が求められている。

加えて、1995年のオウム真理教地下鉄サリン事件、2001年の米国での同時多発テロや、1993年から続く北朝鮮による弾道ミサイル発射等により、安全保障に対する国民の関心が高まるとともに、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となり、これらの危機に対応して2003年に武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態法）、2004年に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立・施行された。なお、武力攻撃事態法は2006年に武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）に改正された。

災害対策基本法では、国の防災基本計画（第3条）、都道府県地域防災計画（第4条）、市町村地域防災計画（第5条）の作成が義務づけられ、国民保護法では、国は、国民の保護に関する基本指針を定め（第32条）、基本指針に基づき、都道府県知事は、国民の保護に関する計画を作成し（第34条）、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない（第35条）とされている。

防災対策基本法の対策の対象は、「異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発などによる被害」（同法第2条）、国民保護法が対象とする事態は、武力攻撃事態等及び存立危機事態（同法第2条、事態対処法2条）などの「わが国に対する外部からの

武力攻撃」に係わる事態であり、既に述べた新型インフルエンザ等対策特別措置法の対策の対象は、「感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）」である。対象は異なるが、それぞれ、国一都道府県一市町村の階層を踏んで計画がつけられていることは共通している。

ここで自治体にとって課題となるのが、①地域独自の新たな災害や危機への対処が必要となった場合、追加でどう位置付けるのか、②複数の災害・危機が同時に起きたらどうするか、の2点である。

### 地域の特色に応じた新たな危機の位置付け

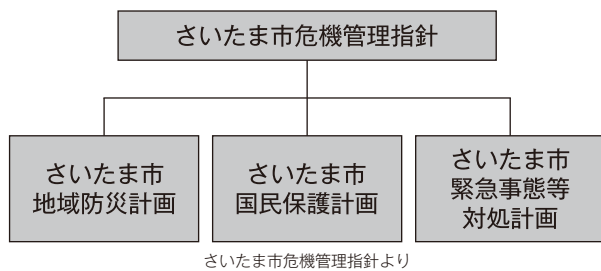
まず、①の新たな災害や危機については、地域防災計画内に位置付ける方法がある。「震災対策」「風水害対策」の内容を充実させるとともに、その次に対処すべき「災害」や「危機」を追加していく形をとる方法である。

例えば「深谷市地域防災計画」（2016年3月修正版）では「風水害対策計画編」に、雪害に関する項目（雪害対策、情報収集・伝達体制など）を追加し、「熊谷市地域防災計画」（2015年度修正）では、近隣県の火山が噴火した場合における降灰堆積の可能性、降灰があったときの応急対策等について、火山噴火降灰対策計画を地域防災計画の中に新たに位置付けている。また、加須市は「新型インフルエンザ等対策行動計画」を「加須市地域防災計画改訂版」（六訂版 2019年3月）内に位置付けている。

一方、さいたま市は、緊急事態等対処計画を地域防災計画とは別に作成し、そちらに新たな「危機」を加える方法をとっている。まず「危機」を「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件若しくは事故（予測される場合を含む。）又は行政に対する信頼を損なう事態をいう」と広く定義し、災害対策基本法の「災害」と事態対処法の「攻撃事態等及び緊急対処事態」を除いた「危機」を「緊急事態等」（テロの発生、環境汚染・土壌汚染の発生・放射能

汚染、浄・配水場機能停止、児童・生徒への危害・攻撃など)と分類し、それに対処する計画を「さいたま市緊急事態等対処計画」として位置付けている。そして、その全体を危機管理とし、基本事項を定める「さいたま市危機管理指針」(2017年7月)を策定している。(ただし「さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画」(2014年12月)はこの体系内に位置付けられていない)

●さいたま市の危機管理を構成する計画体系



**新型コロナウイルス感染症との複合災害について**

②の複合災害・危機への対処法であるが、埼玉県地域防災計画(2014年12月)は「東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される」として、複合災害編を設けて対応策を検討している。そこでは、複合する可能性のある災害の種類として以下が挙げられている。

- 地震災害
- 風水害(風害、水害、土砂災害、雪害)
- 大規模事故災害(大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故)など

今回の新型コロナウイルス感染症が拡大するまで見落とされてきたのが、この状況下で他の災害が起こ

る形での複合災害・危機への対処である。感染拡大防止のため人の密集を避けるとの方針が出されているが、避難、避難所においては「密」にならざるを得ない。東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(2013年8月)や、事前のチェック項目を示す「避難所運営ガイドライン」(2016年4月)が内閣府から示され、各自治体でも避難所運営マニュアルを整備しているが、今回のような感染症拡大下での避難と避難所の運営は想定されていなかった。

内閣府・消防庁・厚生労働省は、2020年4月1日に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、同年4月7日に「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の通知を出し、対応を促している。4月7日の通知には、可能な限り多くの避難所の開設、親戚や友人の家等への避難の検討、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保等、発熱・咳等の症状が出た者の専用のスペースの確保などの方策が示されている。

これまでも避難所は、温度調節や衛生にかかわる快適性、プライバシーの確保や女性、障害者、高齢者への配慮について課題が指摘されてきたが、感染症の広がり为了避免のために、一層の施設・設備の充実や運用面での工夫が求められている。

既に、緊急事態宣言下の千葉県で土砂災害警戒区域に避難勧告が発令された例もあり、今年は酷暑や台風、ゲリラ豪雨が夏から秋までの期間に各地で発生が予想され、自治体の対策が喫緊の課題となる。

埼玉県でも、出水期を控え避難所における新型コロナ感染防止策を取りまとめた「避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」を策定し、今後、このガイドラインに基づき、市町村とともに避難所における感染症対策に取り組む、としており(2020年5月29日 県政ニュース)、早急な実施が求められる。

# 所有者不明土地問題と法整備の現状

研究主幹 棚沢 英明

## はじめに

近年、人口減少や高齢化に伴う土地利用ニーズの低下や土地所有に対する意識の変化などにより、所有者不明土地の増加が大きな社会問題となっている。増え続ける所有者不明土地問題の解決は喫緊の課題であることから、現在様々な法整備が進められている。

先に社会問題化した空家については、2015年2月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、所謂「特定空家等」への対策が取られることとなった。国土である土地を今後どのように保全していくのか、所有権と管理義務・責任という側面から、今、大きな転換点を迎えようとしている。

## 所有者不明土地問題とは

所有者不明土地の定義については、2018年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」第2条第1項において、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう」とされている。

所有者不明土地の問題は、主に土地の取得や利用に際し、一部でも所有者が不明な土地があることにより事業が停滞することである。東日本大震災の復興事業を遂行するにあたり、所有者不明な土地の存在が事業計画の進捗の妨げになったことなどでも注目されたところである。調査には膨大な時間と労力を要し、また税金の徴収にも支障を来すなど、経済的な損失は膨大である。

空家の場合は老朽化した家屋が倒壊したり、防災・防犯上の問題など、建物が存在することにより比較的問題が顕在化しやすいが、特に地方を中心に古くからある建物や農地・山林などは、事業

化などに直面しないと問題が顕在化しにくいという側面もある。

## 所有者不明土地の実態

所有者不明土地の実態を把握するため、複数の調査が実施されている。

国土交通省が2017年度に地籍調査を実施した、約629千筆について土地所有者等を調査したところ、22.2%（約140千筆）は登記簿のみでは所有者等の所在確認ができず、追跡調査をしても、最終的に0.44%（2,779筆）で確認できなかった。確認できない土地は、農地や林地だけではなく、都市部や宅地にも存在した。

	全体	都市部	宅地	農地	林地
調査対象筆数	629,188	79,691	103,451	205,772	240,274
登記簿のみでは所在不明	139,568 22.2%	12,852 16.1%	19,960 19.3%	39,028 19.0%	67,728 28.2%
最終的に所在不明	2,779 0.44%	214 0.27%	527 0.51%	465 0.23%	1,573 0.65%

資料:国土交通省「平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」

2016年度に農林水産省が実施した相続未登記農地等の実態調査では、相続未登記農地<sup>※1</sup>が約477千ha、相続未登記のおそれのある農地<sup>※2</sup>が約458千ha、合計で全農地面積の約2割、約934千ha存在することが確認されている。

※1:登記名義人が死亡していることが確認された農地

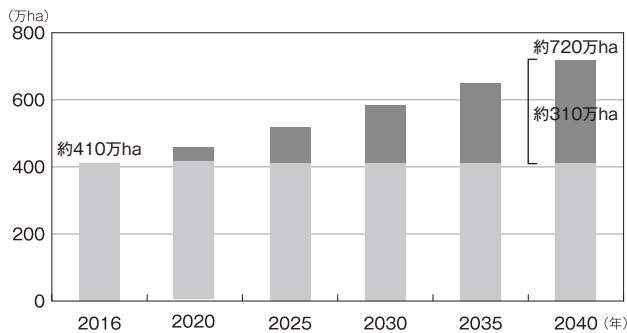
※2:登記名義人の市町村外転出、住民票除票の不存在等により住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地

また、2017年に法務省が行った、全国約10万筆の土地の所有権登記における最終の登記からの経過年数の調査結果では、登記名義人が自然人であるものの内、最終登記から50年以上経過しているものが、大都市で6.6%、大都市以外で26.6%、90年以上経過しているものが、大都市で0.4%、大都市以外で7.0%となり、相当数の土地で相続登記が行われていない可能性が確認されている。

一般財団法人国土計画協会の所有者不明土地問題研究会が、2017年12月に取りまとめた報告書では、2016年度の地籍調査を活用し、2016年時点での所有者不明土地の面積を約410万haと推計している。さらに、現在の所有者不明土地の探索が行われず、増加防止に向けた新たな取組が進まない場合、大量相続の発生による相続未登記の土地の増加などから、その面積は2040年までに約310万ha増加、約720万haにまで拡大すると推計した。

いずれにしても、既に多数かつ広大な土地が所有者不明になっている可能性があり、今後更に拡大していくことが予測されている。

### ●所有者不明土地面積の推計



資料：所有者不明土地問題研究会「所有者不明土地問題研究会最終報告」  
 (注)所有者不明土地定義：「所有者台帳(不動産登記簿等)により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」

## 相続と不動産登記制度について

ここで、所有者不明土地が発生する主な要因となっている、相続と不動産登記制度について考えてみたい。

### (1) 相続

民法では、相続は死亡により開始し、配偶者、子供、直系尊属、兄弟姉妹が法定相続人となり得る立場にある。なお、1947年5月2日までは旧民法による家督相続であり、家督相続人が全ての財産を単独で承継していた。

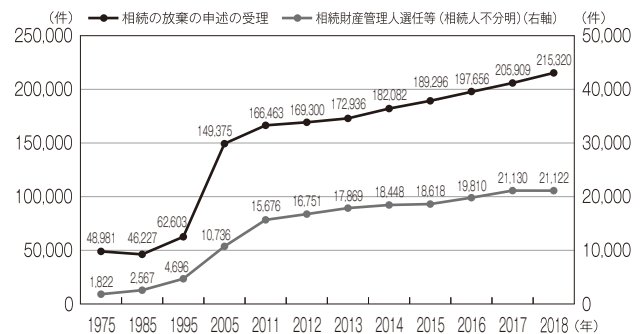
相続では被相続人の資産・負債を全て引き継ぐ単純承認が一般的であるが、相続放棄が行われるケースもある。

相続放棄が行われるケースは様々であるが、資産

よりも負債が多い場合(債務超過)、単純承認では負債も全て相続し、相続人が弁済の義務を負うことになることから相続放棄されると考えられる。他にも、「被相続人から生前に贈与を受けている」「遺産を分散させたくない」などが考えられる。

しかし、昨今は少し状況が変化している可能性がある。少子化の流れの中で、特に地方で相続が発生し、相続財産には農地や山林などの不動産があり、相続人は都心で暮らしている場合、到底それらの不動産を管理することは難しい。市街地の不動産や資産性の高い不動産であれば売却して換金することも可能であるが、資産性が乏しく売却の可能性もない不動産を管理していくことはできないのが実情であろう。相続した不動産により、第三者に損害を与えるような事態が発生しないとも限らない。このような場合に相続人全員が相続を放棄したら、最終的にその不動産は国庫に帰属することになるが、そう簡単ではないようだ。

### ●相続の放棄の申述の受理及び相続財産管理人選任等の件数推移



資料：裁判所「司法統計」

司法統計によると、相続の放棄の申述の受理件数は、1975年に48,981件であったが、1995年から2005年にかけて急増し、149,375件と約3倍となり、その後も増加傾向にあり、2017年には20万件を超えている。

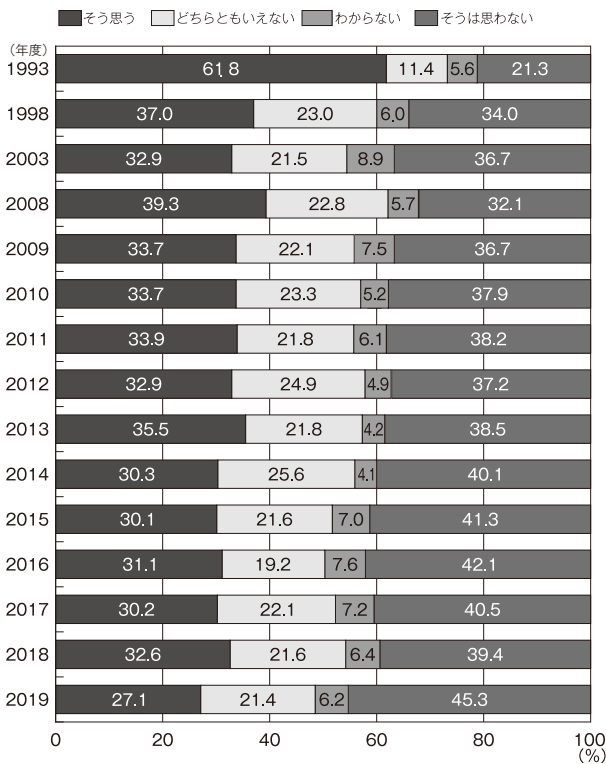
死亡者が増加しているのが当然放棄の件数も増加しているものと考えられるが、死亡者数に対する申述の件数割合も徐々に高くなっている。全ての相続放棄に不動産が存在するわけではないが、当面死亡者数の増加に伴い相続放棄件数も増加することが予想さ

れることから、一定の割合で相続放棄される不動産も増加する可能性がある。

また、相続人が不明となった場合には相続財産管理人の選任が行われる場合があるが、相続財産管理人選任等(相続人不分明)の件数も増加傾向を示している。いずれも増加している詳細な要因までは確認できなかったが、管理できない不動産の存在が理由であるとすれば、今後の土地問題は一層深刻なものとなると考えられる。

国土交通省では、1993年度から「土地問題に関する国民の意識調査」を実施しており、この中に「土地は預貯金や株式などに比べて有利な資産と考えるか」との設問がある。

### ●土地は有利な資産か



資料:国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」

1993年度調査では61.8%の人が「そう思う」と回答しているが、1998年までに「そう思う」との割合が大きく減少し、直近では約27%となっている。一方「そうは思わない」との割合は21.3%から45.3%と2倍以上となり、「そうは思わない」との割合が「そう思う」の割合を上回っている状況が続いている。

バブル経済崩壊の影響で土地の優位性が大きく低

下し、近年では、地域性や年齢階層による違いはあるにせよ、必ずしも土地の優位性が高いとは言えなくなっている。土地に対するこの意識の変化が、相続にも大きく影響している可能性があるのではないだろうか。

### (2) 不動産登記制度

不動産登記制度は不動産に関する権利関係を公示することを目的としているが、公信力はなく、一般的に登記されている権利関係は正しいが、その権利関係が真実であると保証されているわけではない。権利に関する登記は第三者に対する対抗要件(第三者に対して権利を取得していることを主張できる)にすぎないので、所有者として登記されている人が真の所有者とは限らない。

権利の登記については、当事者は申請の義務を負っていないので、登記するかしないかは本人の判断である。一般的な不動産取引においては権利を守るためにも登記するが、相続の場合は登記しなくてもその時点では何ら問題が発生することはない。

遺産分割協議が行われ、特定の相続人が不動産を相続し、相続税が発生すれば納付して取り敢えず手続きは完了する。相続による所有権移転登記をする場合でも、登記費用は必要となるので、積極的に登記をするインセンティブは働かなかったのであろう。

問題は、遺産分割協議や相続登記が行われる前に複数回相続が繰り返される(数次相続)場合である。相続手続きには様々な書類が必要となり手続きは煩雑である。数代にわたる相続では、法定相続人は数十人以上となる場合もあり、特定することさえ大変な作業となり、さらに当事者間の関係性は遠く、希薄となっていく。海外居住者や国際結婚等の場合もある。司法統計によれば、最近千件程度まで減少した養子縁組が、1949年には44,699件も行われていた。

時間の経過とともに、関係者が増加し複雑化することで未登記状態の長期化を招き、家督相続まで遡るケースも見受けられるなど、所有者不明土地が増加する大きな要因となっているのである。

## 法整備の状況

国土交通省では、国土審議会土地政策分科会特別部会において、2017年9月よりこの問題についての検討が開始された。検討結果を踏まえ、2018年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、2018年11月より一部施行され、2019年6月に全面施行された。

この法律では、1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み（①公共事業における取用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）②地域福利増進事業の創設（利用権の設定）、2. 所有者の探索を合理化する仕組み（①土地等権利者関連情報の利用及び提供②長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例）、3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み（財産管理制度に係る民法の特例）が設けられた。これにより、所有者不明土地の取用手続きに要する期間の短縮などが期待されることとなった。

2019年5月には、「表題部所有者<sup>※3</sup>不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立している。

※3 所有権の登記がない不動産について、登記記録の表題部に記録される所有者のこと。表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものを表題部所有者不明土地という。

政府は2018年1月、所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議を開催し、政府一体となった総合的な対策を推進することとし、2020年1月までに5回の会議を重ねてきた。土地所有に関する基本制度の見直しを図るため、2020年3月に「土地基本法等の一部を改正する法律」が成立。国土調査法等の改正と合わせ、適正な土地の利用及び管理を確保する施策を推進するとともに、地籍調査の円滑化・迅速化に向けた一体的な措置を図ることとした。これに基づき、5月には人口減少時代に対応した、土地政策の総合的な推進を図るための具体的な施策の方向性を示す「土地基本方針」、及び地籍調査等の迅速かつ効率的な実施を図るための第7次「国土調査事業十箇年計画」が閣議決定されている。

そして最も注目されるのが、土地の所有者や相続人に直接影響する登記制度・土地所有権の在り方に関する法改正である。2019年12月には法制審議会

において、民法・不動産登記法等改正中間試案が取りまとめられ、2020年1月から3月にかけて、パブリックコメントが実施された。本年中に法案が提出される予定となっており、主に「所有者不明土地の発生を予防するための仕組み」と「所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組み」を明確化する内容となっている。

所有者不明土地の発生を予防するための仕組みでは、相続登記がされないまま放置され所有者不明土地が発生することから、相続登記の申請の義務化等が予定されている。相続人に対し、不動産の相続登記を義務付ける他、相続登記をしやすくする方策、登記所が他の公的機関から死亡情報等を取得して不動産登記情報の更新を図る方策等が検討されている。

また、所有者不明土地の発生を抑制する方策としては、土地の所有権の放棄について議論され、放棄の要件や効果、帰属先機関の財政的負担、モラルハザードの防止等について検討されている。また、遺産分割の期間制限も検討の対象となっている。

所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組みとしては、共有関係にある所有者不明土地の利用、所有者不明土地の管理の合理化（ここでは相続財産管理制度の見直しが検討され、相続放棄した放棄者の義務が明確化される見通しである）、さらに、隣地所有者による所有者不明土地の利用・管理などが検討されており、最終的な法改正が待たれている。

## おわりに

土地の所有権とその土地を適切に管理する義務・責任の関係は、日本の国土を保全する上で極めて重要な問題である。しかしながら少子化と人口減少、東京一極集中が加速する現在においては、土地に対する意識も含め、その関係が大きく変化している。新たな法整備により、所有者不明土地の増加を抑制し、既に所有者不明となっている土地の有効で効率的な活用が促進されることに期待したい。

## これからの時代に企業が生き残っていくための鍵 ～DX(デジタルトランスフォーメーション)とは何か～

主席研究員 間藤 雅夫

### はじめに

2018年9月、経済産業省が設置した「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」が、「DXレポート～ITシステム『2025年の壁』の克服とDXの本格的な展開～」を発表して以降、産業界を中心にデジタルトランスフォーメーション(以下、DX)という言葉が注目されている。

産業界に破壊的な変革をもたらすとされるDXであるが、その意味を正しく理解している人はまだまだ少ない。特に中小企業では、DXの意義や本質、これまでのITの活用との違いが分からないといった声が聞かれる。

本稿では、中小企業の未来にも大きな影響を及ぼすDXについて、経済産業省や経団連などの対応を整理し、中小企業はDXにいかにして取り組むべきなのかを考えたい。

### DXの本質は単なるIT化ではない

DXの概念は、「平成30年版情報通信白書(総務省)」によれば、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」という考えが基になっている。

そして企業が取り組むDXを的確に示したのが、2018年12月に経済産業省が発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)」である。そこでは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネス・モデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とDXを定義した。また、経団連は、2020年5月に発表した「DigitalTransformation(DX)～価値の協創で未

来をひらく～」の中で、「デジタル技術とデータの活用が進むことによって、社会・産業・生活のあり方が根本から革命的に変わる。また、その革新に向けて産業・組織・個人が大転換を図ること」とDXを定義している。

DXによってもたらされる変化は、単にテクノロジーの変化ではなく社会基盤や文化そのものが大きく変化し、これまでの社会の価値基準や物差しが通用しなくなる社会やビジネスの根幹を揺るがす変化である。DXはデジタル技術を用いたいいわゆるIT化(省人化・自動化・効率化等)にとどまらない。DXの本質は、社会の根本的な変化に対して、既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための変革である。

### Society5.0「新たな日常」の実現にはDXが不可欠

わが国は、第5期科学技術基本計画(2016年)や統合イノベーション戦略(2018年)において、目指すべき未来社会の姿としてSociety5.0(創造社会)の実現を提唱している。Society5.0は「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である。具体的には、IoT(Internet of Things)、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、少子高齢化、過疎化、貧富の格差等の社会的課題を解決する新たな社会である。

さらに、2020年7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」では、Society5.0の実現を目指す従来の取り組みを一步も二歩も進め、「新たな日常」の定着に向け、社会全体のDXの推進を加速するとした。例えば、企業のDXの取り組みを促すため、デジタルガバナンス・

コード（経営者に求められる対応）の策定、大企業と中小企業間取引のデジタル化、サプライチェーンのデジタル化、新しい生活様式をビジネスチャンスとする取り組みを支援するとしている。

ビッグデータやAIが世界規模で話題になってから約10年が経過し、デジタル技術の進展で科学研究や企業の製品・サービス開発のあり方も大きく変わりつつある。各企業や組織がDXを着実に進め、新たなデジタル技術を用いてデータを有効活用し、新たなビジネス・モデルを生み出すことで、課題解決型社会であるSociety5.0の実現や「新たな日常」の定着・加速が期待されている。

### 経団連が提唱する日本ならではのDX

経団連は、2020年5月に発表したDXの推進に向けた提言である「Digital Transformation (DX)～価値の協創で未来をひらく～」の中で、各国でDXが進む中、「多様な主体の協創による生活者価値の実現（価値協創）」という日本ならではのDX（日本発DX）を提唱している。

経団連が言う「協創」とは、単なる企業提携・業務提携を超えた生活者視点での価値提供や社会課題の解決に立脚した今までとは異次元の提携であり、多様な主体間で、多様な手段を組み合わせ、強みを融合し弱みを補完し合うことで新たなビジネス・モデル、エコシステムを構築することである。経団連はDXのキーになる「協創」を含め、「経営」、「人材」、「組織」、「技術」の5つの要素ごとに企業の

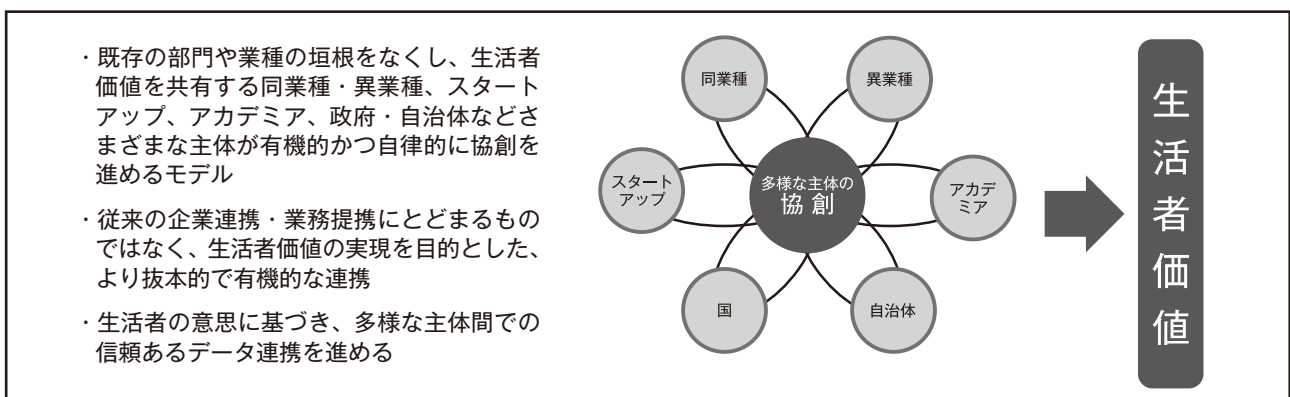
DX戦略とその実行の方向性を整理している。

さらに、経団連は、協創を軸とするDX推進に必要な5つの要素を段階的に進める上での定性指標である「協創DX指標」を示した。あくまで各企業がDXを推進する際の自己評価の参考例であるが、各企業がその実情によって徐々にレベルアップすることを期待している。

### 経済産業省が警鐘を鳴らす2025年の崖とは

あらゆる産業において、新たなデジタル技術を活用して新しいビジネス・モデルを創出し、柔軟に改変することが求められている。しかし、多くの企業経営者が、新たなデジタル技術を活用してビジネス・モデルを創出・変革するDXの必要性は理解しているものの、何を如何に成すべきかの見極めに苦勞し、老朽化した部門別システムや過度なカスタマイズにより複雑化・ブラックボックス化した既存システム（＝レガシーシステム）の存在、さらには現場サイドの抵抗など、企業のDX実行には様々な足かせがあるとDXレポートは指摘している。そして、この課題を克服できない場合、DXが実現できないだけでなく、日本企業はデジタル競争の敗者となる。さらに2025年までに予想される維持・保守コストの高騰（技術的負債の増大）、IT人材の引退やサポート終了によるセキュリティリスクの高まりに伴う経済損失は、2025年以降、最大12兆円／年（現在の3倍）にのぼる可能性を示した。これが経済産業省が警鐘を鳴らす「2025年の崖」である。

### ●日本発DX＝多様な主体の協創による生活者の価値の実現



資料：経団連「Digital Transformation (DX)～価値の協創で未来をひらく～」

## 経済産業省は、「DX推進ガイドライン」、 「DX推進指標」を立て続けに発表

経済産業省は同時に「2025年の崖」の回避策としてDX実現シナリオを示し、「2025年までの間に、複雑化・ブラックボックス化した既存システムを廃棄や塩漬けにし、一方で必要なシステムは刷新するなどして、企業がDXを実現できれば、2030年に実質GDP130兆円超の押し上げも実現可能」とした。

そして、DX実現シナリオの達成のため、2018年12月に経済産業省は、「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX推進ガイドライン)」を公表した。これは、DXの実現やその基盤となるITシステムの構築を行う上で経営者が押さえるべき事項を明確にすることと、株主などがDXの取り組みをチェックすることを目的としている。

さらに、経済産業省は2019年7月に、「DX推進指標とそのガイダンス」を公表し、経営者等がDXの推進に向けた現状や課題を認識し、アクションにつなげるための気付きを提供する「DX推進指標」を示した。この指標は、企業が簡易な自己診断を行うことが可

能で、経営者自ら回答すべき「キークエスション」と経営者と幹部、事業部門、DX部門、IT部門と議論すべき「サブクエスション」に分かれているのが特徴となっている。経済産業省は、こうしたガイドラインや指標が、企業がDXに取り組む一助となることを期待している。

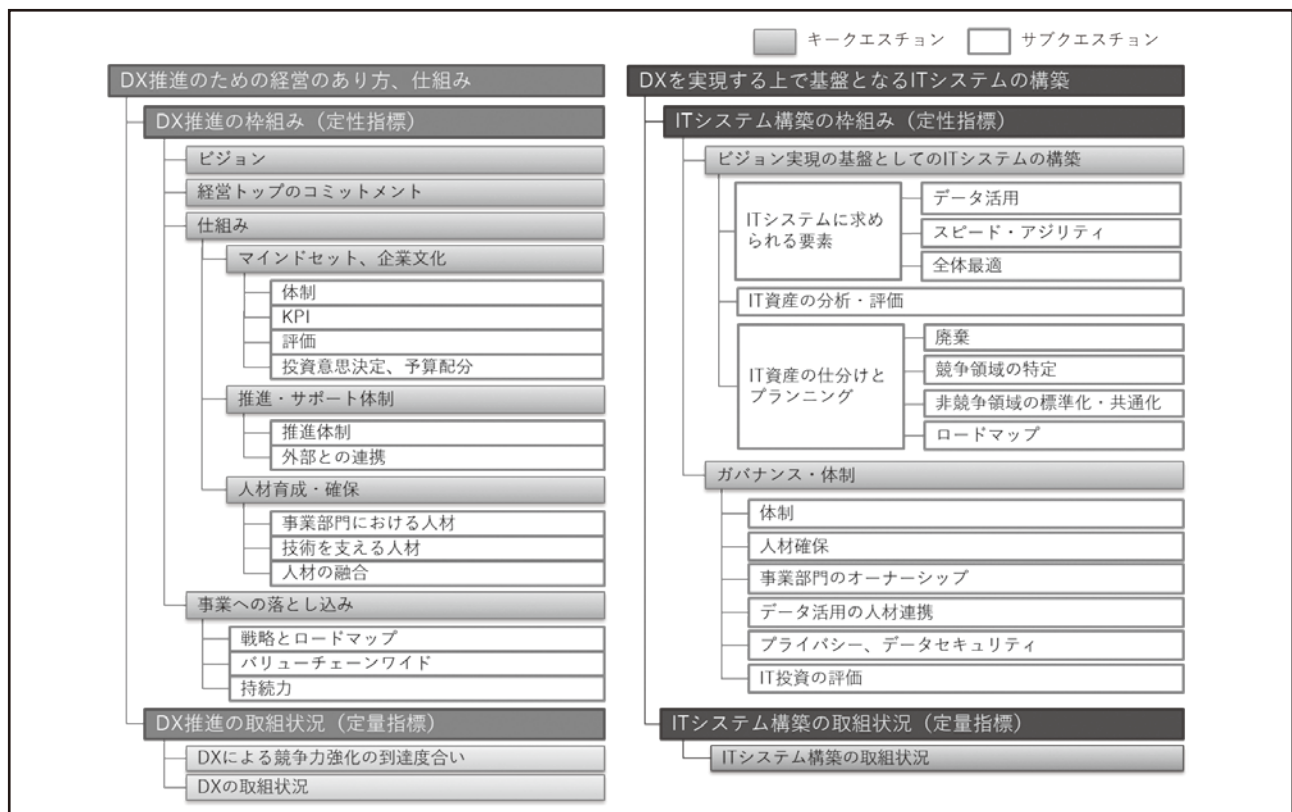
## 中小企業がDXに取り組む際のポイント

経済産業省の「DX推進指標」や経団連の「協創DX指標」など、企業のDX推進のためのツールが公表されているが、その中身は中小企業が取り組むには内容的・ボリューム的に難しいものであることは否めない。

DXは、たとえ中小企業であっても経営の最重要課題として取り組むべきものであるが、DXはあくまで手段であり、DX自体が目的ではない。経営ビジョンを実現するためにどのようにDXを活用するかという視点が重要である。

DX研究の第一人者で経済産業省の「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」座長の南山大

### ●DX推進指標の構成



資料: 経済産業省「DX推進指標とそのガイダンス」

## 埼玉県産業振興公社が中小企業のデジタル化を支援

学理工学部の青山教授は、中小企業がDXに取り組む際の押さえておくべき3つのポイントを挙げている。

DXの本質は新技術を活用した事業変革であり、DXに取り組む大前提として、企業は5年後の事業目標の明確化、つまりDXの前に自社及び事業の棚卸しを行い、目指すべき方向性・目標を決めること。技術やデータはあくまで手段であり、目標が明確になれば必ずと必要な技術は決まってくる。その上で、中小企業がDXに取り組むポイントとして、①経営者のリーダーシップと経営者・現場・IT部門の三位一体の推進体制。中小企業は、良くも悪くも経営者の意向を強く受けるため経営者自身のデジタル化が必要で、DXの取組意欲・取組体制を経営者の強いリーダーシップの下構築する。②スモールスタート。初めから高い目標・多額の投資をしない。先進技術はハードルが高いため、もっと基本的なITやWebの活用から取り組む。③従業員のITリテラシー向上。中小企業のIT人材確保が困難であることは事実であるが、DX推進の担い手として既存従業員のIT教育・人材育成を行い、経営者のみならず現場の従業員のITノウハウを高める必要がある。

予算や人材に限られる中小企業がDX化を負担に感じることは無理もない。ただ、DX化の取り組みの全てを社内だけで行う必要はない。行政機関や支援機関など、外部の知識・情報を活用することが中小企業のDX化にとっては有効である。

経済産業省とIPA（独立行政法人情報処理推進機構）は、2016年からIoT等で地域課題を解決し、新ビジネスを創出する取り組みを地方版IoT推進ラボとして選定し、各ラボを支援している。

埼玉県では、(公財)埼玉県産業振興公社が、中小企業AI・IoT活用の支援を行っている。デジタル化に関する相談（無料）、事例紹介、人材育成のためのセミナーや資金面のサポートとしてトライアル補助金などのメニューがある。

中小企業は日々の業務に追われ、業務改革に踏み出せないことも多い。しかし、現在の経営資源やビジネスプロセスを改めて見直し、普段から新しいデジタル技術やデジタルツールに常にアンテナを張りながら、自社の経営課題に向き合うことが大切である。

DXは、自社のビジネス・モデルのあり方を大きく変える可能性がある。単なるデジタル化や効率化でのIT利用ではなく、今までの常識やビジネス・モデルから脱却する抜本的な業務変革へ向けて、埼玉県内の中小企業がDXに前向きに取り組むことを期待したい。

### ● (公財) 埼玉県産業振興公社の中小企業AI・IoT活用支援

#### AI・IoT 活用に関する相談（無料）

- ・ 中小ものづくり企業のIoT・AI利活用を支援するため、豊富な経験・知識・知見・実績を有するIoTコーディネータが様々な相談に応じる

#### AI・IoT 普及セミナーの開催

- ・ IoT・AIに関する最新技術動向や活用事例を紹介するセミナーを開催

#### AI・IoT 推進人材育成講座の開催

- ・ IoTを推進する人材を育成するため、階層別、目的別に分けて各種研修を開催
  - AI・IoT 導入実践研修
  - AI・IoT 人材育成研修 技術者養成コース（8ヶ月で18日間のコース）
  - AI・IoT 人材育成研修 導入技術研修コース（6日間のコース）
  - ものづくりAI・IoT研修 ■ オーダメイド型AI研修

#### 埼玉県中小企業ものづくり AI・IoT ロボットシステム導入トライアル補助金

- ・ 生産性向上や製品の付加価値向上等を行うためのAI・IoT、ロボットシステムの導入経費を助成

#### 導入事例から学ぶIoT活用策

- ・ IoT活用シーンや効果などを説明した事例集及び事例のビデオを作成

資料：(公財)埼玉県産業振興公社ホームページより作成

問い合わせ先 (公財) 埼玉県産業振興公社 新産業振興部 IoT・技術支援グループ  
 ホームページ：<https://www.saitama-j.or.jp/iot/>  
 住所：〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3階  
 TEL：048-621-7051 FAX：048-857-3921 メール：iot@saitama-j.or.jp

# 04 テレワークで進める働き方改革 ～個人、企業、そして地域へ～

主席研究員 宮澤 謙介

## はじめに

2019年4月施行の働き方改革は、ワークライフバランスの実現を目指すとはいえ、時間管理をして生産性を上げるといった資本の論理が先行しているように感じられた。しかし、今回の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令以降、営業の継続のためにも従業員の健康を維持することが最優先の命題となった。従業員の健康が優先され、次に経済。資本の論理から生存の論理にシフトしたように思われる。

本稿では、緊急事態宣言によって多くの企業がテレワークの導入に取り組んだことから浮かんできた課題を検討し、対応の方向性や地域経済への影響を考えてみたい。

## テレワークの導入状況と課題

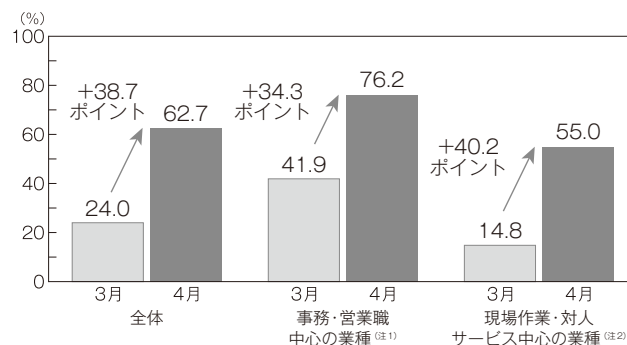
「テレワーク」とは、「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3形態をいう。通信利用動向調査（総務省令和元年9月末調査）によると、企業のテレワーク導入率は20.2%（前年比+1.1%）で、具体的な導入予定がある企業を合わせても29.6%（前年比+3.3%）にとどまっていた。導入目的は、「業務の効率性（生産性）の向上」「勤務者のワークライフバランスの向上」「勤務者の移動時間の短縮・混雑回避」が上位にあげられるが、「障害者、高齢者、介護・育児中の社員等への対応」や「非常時の事業継続に備えて」も少なくない。

テレワークの導入促進には、「テレワーク・デイズ」（主催：総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府）の取り組みも貢献したと思われる。これは、東京オリンピック・パラリンピックによる交通混雑をテレワークによって回避しようとするもので、開会式が行われる7月24日を「テレワーク・デイ」として2017年から実施（2018年以降は期間実施）さ

れ、2019年は2,887団体、約68万人が参加した。

では、緊急事態宣言後はどう変わったのか。東京都のテレワーク導入率緊急調査によると、2020年4月の都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は62.7%（同年3月は24.0%）で、社員の実施率の平均は49.1%（前年12月は15.7%）であった。また、パーソル総合研究所が2020年4月に実施した調査によると、1都3県の就業者の53%が企業から在宅勤務やテレワークを推奨または義務づけられている。緊急事態宣言発令に伴うテレワークへの転換は、相当なインパクトがあったものと考えられる。

## ●都内企業のテレワーク導入率の変化（2020年）



資料：東京都「テレワーク「導入率」緊急調査結果」  
 (注1) 情報通信業、金融・保険業、サービス業等  
 (注2) 建設業、製造業、運輸・郵便業、医療・福祉、飲食・宿泊業、小売業等

テレワーク導入に関しては各機関から様々な調査結果が公表されているので、以下ではそれらを総じて見えてきた主な課題を整理する。なお、情報通信技術で対処可能であったり、幾分の投資によって解決できると考えられる問題は除き、主に仕事の取り組み方に関する問題についてまとめることにする。

### 課題(ア) 仕事がテレワークに適さない

そもそも仕事が適していないという意見は少なからずある。先入観を疑う必要もあるだろう。在宅と職場で仕事を分類する、仕事のやり方を変えるなどの工夫も必要である。

### 課題(イ) 労務管理が困難

目の前で部下の執務状況を確認できないなかで、管理者として指示や管理をいかに行うか。会議や報告の頻発、モニタリングの実施などは弊害も生まれやすい。

### 課題(ウ) オフィスでしかできない仕事

ライセンス契約のある業務ソフトや持ち出しのできない機材・資料を使う等、職場から外部に持ち出せないものを使わなければならない場合。

### 課題(エ) 家庭環境による制約

自宅に書斎がないなど仕事に適する環境がない、幼い子どもがいて仕事に集中できない、など。

### 課題(オ) コミュニケーションがとりにくい

連絡や意思疎通に苦勞する、気軽に相談できない、ビデオ会議などのツールは実際に会って話すことに比較してコミュニケーションの度合いが低い、など。

### 課題(カ) 運動不足や孤独感を感じる

自宅に閉じこもっていることによる肉体的・精神的弊害、仕事の進め方やコミュニケーションの取り方の違いによる職場と異なる緊張感等から在宅勤務に疲れを感じる、など。

## テレワークに適する仕事とは

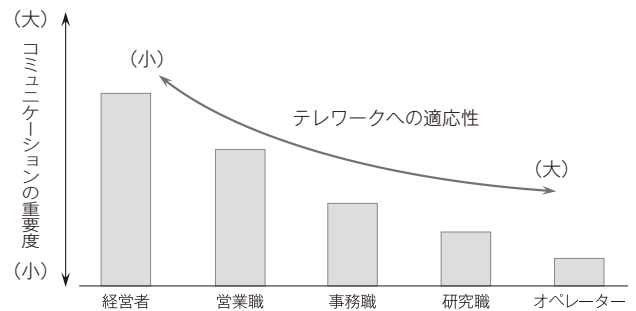
では、テレワークに適する仕事とはどのようなものなのか。ここでは、テレワークへの適応性を評価する視点として、①コミュニケーションの重要度、②場所の自由度、③相互連携性をあげる。

### 評価軸① コミュニケーションの重要度

仕事におけるコミュニケーションの重要度が高ければ、実際に会うことが制限されるテレワークへの適応性は低くなると考えられる。経営者は、社内外との情報交換、経営判断のためのディスカッション、重要取引先との交渉や社員への指示等、コミュニケーションの重要度が高い。営業職は顧客とのコミュニケーションの重要度が高く、研究職は個別の研究テーマによる自己完結性があるので事務職よりもコミュニケーションの重要度が低い。入力作業などのオペレー

ション業務はさらにコミュニケーションの重要度が低いと考えられる。

### ● コミュニケーションの重要度によるテレワークへの適応性の概念図



### 評価軸② 場所の自由度

顧客との交渉が不可欠な営業職は、場所の自由度が高い。日報も外出先で作成することができるので、従来からモバイルワークの導入率が高かったと思われる。その他の仕事についてはケースバイケースだが、必要なものさえあればどこでもできるという仕事であればテレワークへの適応性は高い。

### 評価軸③ 相互連携性

例えば、上流段階の仕事を受けて処理してから下流段階に流すような仕事では、上流・下流との円滑な連携が求められる。常にチームで活動し、お互いの意思疎通が活動のベースとなっている場合なども含め、コミュニケーションと重複する部分が多少あるものの、体制的な視点からも適応性が評価できる。

ここで、経理等の事務職はコミュニケーション量が比較的多く相互連携性も高いが、定型業務が多いなら機械化やAIによる代替も検討すべきで、テレワーク転換とは異なる視点が必要になる。

なお、職種の観点だけで適・不適を振り分けられるわけではないと思われる。例えば、大規模な不動産開発であれば、資料作成や企画の素案(あるいは要素となる部分)を練ることは個人でもできるが、それを持ち寄って皆で検討することでさまざまな気づきやアイデアを創発し、プロジェクトとしてより総合的で優れた企画を立案することができるだろう。仕事が自己完

結する研究者であっても、仲間との会話から重要な気づきが生まれることもある。目的やケースにあった環境が必要ということができよう。

## 生産性を向上させるには

テレワークへの移行に際しての最大の課題は労務管理かもしれない。今までの管理手法をそのまま移し替えるだけでは不応が生じやすい。生産性を向上させる労務管理とはいかなるものなのだろうか。

日本生産性本部によると、**労働生産性 = 産出 (output) ÷ 投入 (input)** で表されるが、これまでの生産性管理はoutput (生産量・販売額あるいは価値創出) よりinput (労働・時間投入) を偏重してきた感が強い。テレワーク化に際して“Pay for Time” = どれだけ時間や労力を費やしたかを重視するのであれば、執務状況を確認する手立てが必要になる。他方、“Pay for Performance” = 成果主義であれば、結果が評価できる単位として仕事をまとめ、ゴールを明確化する必要がある。

日本企業の多くはメンバーシップ型だと言われる。会社というチームのメンバーになる資格を与え、メンバーとして組織のために働き、年功やポジションに応じて昇給する。チームのためにできることは何でもする信頼関係が前提だが、メンバーシップ型特性が強いと役割や責任の所在が不明確になりやすく、成果のばらつきがある程度許容されるため、全体の生産性はなかなか高まらない。他方、米国のようなジョブ型では、個人個人の役割は明確だが、給料を上げるにはジョブを変えねばならない。ジョブ型特性が強いと、レイオフの発生や業務のアウトソーシング (外注) も視野に入る。テレワークの拡大はジョブ型への関心を高めたが、それが生産性を向上させるという保証はない。即戦力に傾く余り、人材の育成や個人の知力を総合した組織力の向上を怠れば、かえって企業の競争力を損なう懸念さえある。

それでは、テレワーク対応の働き方として、チームワークと生産性の双方を向上することはできないのだ

ろうか。以下に2つの事例を示す。

### 【事例1】クラウドクリニック (医療事務代行)

同社では全員をメンバーと呼ぶ。42人のメンバーのうち40人が女性で、子育てママも多い。月130時間でも正社員になれるなど、仕組みや制度はユニーク。すべてメンバーから出てきた意見を全員で話し合っ構築した。管理者や一般職という概念もない。メンバー全員が経営視点を持ち、フラットな立場で事業にコミットする。「どう思う?」と聞くと皆きちんとした答えを持っているもの。いいと思った方法で進めればいいと背中を押す。安心できる職場環境、チームや社会との一体感があると、メンバーは自主的に伸びる。出社か在宅かは各自が朝に判断する。どこでも仕事ができ、子どもの急病などで急に抜けることがあってもチームのメンバーがすぐフォローできるよう、コミュニケーションツールを活用している。  
(日経DUAL2019.7.11)

### 【事例2】メルカリ (フリマアプリ・サービス)

同社は、従業員同士が成果を評価し合い、報酬を与え合う「ピアボーナス」と呼ぶユニボス (東京・港) のサービスを利用する。社内SNSで同僚にメッセージを送る際にポイントを付与する仕組みで、第三者から見ると高い成果やよいコミュニケーションと賛同した場合は拍手ボタンを押し、最低で10円程度の報酬をメッセージの送受信の双方に与える。原資は会社が負担する。  
(日本経済新聞2020.4.20)

両事例とも社員の横のつながりを重視し、コミュニケーションツールを活用することで、社員の自主性と協調性を引き出している。事例1は、メンバーシップ型だがジョブ型のように役割や目標は明確で、テレワークと通常勤務を柔軟に選べる体制は働きやすさを高めている。事例2からは、仕事の円滑化に誰が貢献しているか“見える化”できる可能性が感じられ、それは縦型から横型への組織転換の中で、労務管理の方法や管理者のあり方にも大きな影響を及ぼすだろう。

## 埼玉県の潜在的なテレワーク人口

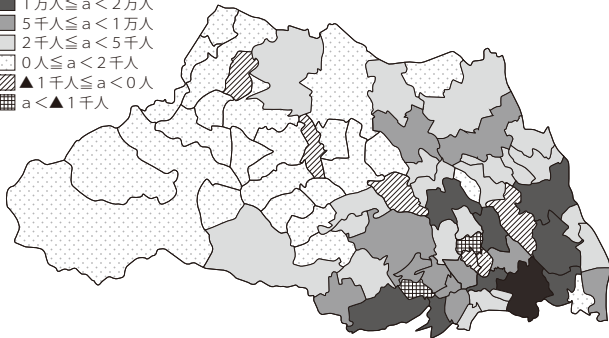
働き方に大きな変化をもたらすテレワークだが、埼玉県の昼間人口をどの程度変化させるのか、国勢調査をもとに試算した。就業者全体の4割がテレワークに移行すると仮定した場合、埼玉県全体で30.4万人の昼間人口が増加すると見込まれる。これは、所沢市の人口(34万人・県内5位)には及ばないものの、草加市(25万人・同6位)、春日部市(23万人・同7位)を上回っており、地域の中心都市がひとつ増えるような規模である。

市区町村別では、川口市の3.7万人弱を筆頭に、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、上尾市、さいたま市南区で1.4~1.7万人、見沼区、新座市、富士見市でも1万人前後の増加が見込まれる。また、南区、緑区、富士見市、志木市、白岡市、宮代町、松伏町、越生町では昼夜間人口比率が7ポイント以上上昇する。

### ●昼間人口変化の試算

【凡例】昼間人口増加数 (a)

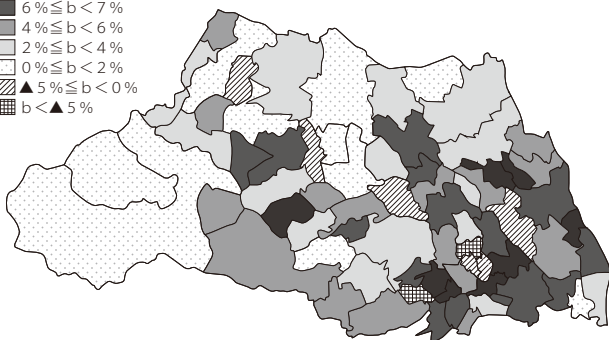
- 2万人 ≤ a
- 1万人 ≤ a < 2万人
- 5千人 ≤ a < 1万人
- 2千人 ≤ a < 5千人
- 0人 ≤ a < 2千人
- ▲ 1千人 ≤ a < 0人
- a < ▲ 1千人



### ●昼夜間人口比率変化の試算

【凡例】昼夜間人口比率の変化 (b)

- 7% ≤ b
- 6% ≤ b < 7%
- 4% ≤ b < 6%
- 2% ≤ b < 4%
- 0% ≤ b < 2%
- ▲ 5% ≤ b < 0%
- b < ▲ 5%



2015年国勢調査をもとに算出

## 働く場所はどう変わるか

試算では、東京都千代田区、中央区、新宿区、渋谷区の昼間人口は、それぞれ30万人以上の減少となった。余剰となるオフィス空間の活用が求められるところだ。上述のテレワーク導入の課題から空間活用の切り口を求めると、①コミュニケーションをベースに創造的な発想や成果を生み出す(創発)、②集中して密度の濃い仕事ができる(集中)、③高度な機材やサービス等を利用してそこでしかできない仕事ができる(専門化)、④組織としての一体感や業務上の円滑な連携のベースをつくる(メンバーシップ)、⑤在宅勤務による精神的な疲労や孤独感から解放される(リフレッシュ)の5つがあげられよう。本社機能が集積する都心部では、対面型コミュニケーションや専門的機能・サービスの活用を主軸としたオフィス空間の再整備が進むのではないだろうか。

他方、在宅での仕事環境を考えると、多くの住宅は仕事を前提とした間取りではない。家族がいる中での仕事は皆に気遣いを強いるし、家に籠もって息が詰まる。自宅に近い場所に、気遣いなく仕事に集中できる環境があるとよいだろう。移動が制限されても地域での交流の大切さは変わらないのだから、自由に使えるシェアオフィスが身近にあれば、テレワーク人口の増加を地域の活性化に結びつけることができると思われる。自治体がシェアオフィスを設置する事例もあるが、余剰となったオフィス空間の再活用が必要なことから、民間ベースでの整備を誘導する施策が求められるのではないだろうか。

## おわりに

テレワークは、通勤等のストレスを軽減するが、同時に生産性の向上を就業者に求める。また、企業にとっては、先送りしてきた課題に取り組む動機となっている。さらに、テレワークの拡大が昼間人口に影響するため、地域に大きな変化をもたらす可能性がある。個人、企業、地域の3方面からの変革が「働き方改革」として結実することを期待したい。

# 05 防災・避難・復興における 女性の視点の必要性

主任研究員 青木 淳子

## はじめに

今年に入って全世界を襲ったコロナ禍の下では、平常時においてなんとなく見過ごされてきた問題がより明確な形で人々の眼前にさらされることとなった。男女の社会的、経済的格差や性別役割分担による弊害もその一部である。たとえば、一斉休校措置によって子どもの世話をするために休業を余儀なくされたのは女性労働者が多いこと、男女共に在宅勤務が増えたが、その結果、女性に家事労働の負担がさらに偏重した家庭が多かったこと、経済活動の停滞によってより多くの女性の労働者が失職したり収入の減少に直面したことなどがあげられる。非正規雇用者は女性の割合が高いため、平常時における男女の格差について、非常時にはより大きな影響が及ぶ。さらに、緊急事態宣言下においてステイホームを余儀なくされたことから、DVや児童虐待の被害の増加が報告されている。

コロナ禍の様な非常時においては、平常時から存在していた社会の歪みの影響がますます増幅されてしまう。それは災害時も同様である。コロナ禍においてはステイホーム、災害時には家を喪失する人がいるという正反対な状況ではあるが、経済活動の停滞によってより多くの女性労働者の雇用状況が悪化したり、被災者のストレス増加等によってDV被害や児童虐待が増加すること、女性に家事労働やケア労働（育児や介護等）の負担が過重にかかることなどは共通している。

ここ数年、日本では毎年のようにどこかの地域が大地震や台風等による水害に見舞われている。私たちは、災害という非常事態が、明日、自分に降りかかってもおかしくない状況に置かれているといっても過言ではない。本稿では、災害にまつわる防災・避難・復興の各段階における女性の視点に立った対応の必要性について取り上げていくこととする。

## 防災・災害時における女性の視点の必要性の認識

災害への備えや避難所運営、復興において、女性特有の課題への対応や女性の視点の必要性が認識されはじめてからかなりの時間が経過している。

1995年の阪神・淡路大震災の直後から、避難所等において性暴力被害が発生したことは報告されていた。しかしながら、当時はこうした事実についてはあまり広く認識されないままであった。その後、2004年の新潟県中越地震など度々の大きな災害の発生を経て、女性に固有のニーズへの対応不足や避難所等における性別役割分担の強制、性暴力やDV被害の危険性の増大などが広く認識されるようになった。

こうした経験から、国も防災体制に女性の視点を組み込む必要性を明確にし、2005年に策定された「第2次男女共同参画基本計画」と「防災基本計画」にそのことが書き込まれた。

しかし、国民の防災意識を一気に高めると同時に、防災への女性の視点の必要性を広く認識させることになったきっかけは、やはり2011年の東日本大震災の発生であると考えられる。2011年以降に策定される地方公共団体の男女共同参画計画には、防災活動に女性の視点を反映させることの必要性に言及することが増えていった。また、女性のための防災ガイドなどの一般書籍も多数出版されるようになった。

2013年には内閣府男女共同参画局が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が防災に取り組む際に配慮すべき男女共同参画の視点を具体的に提示した。今年5月には、さらに新しい内容を盛り込んだ「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(以下、「防災・復興ガイドライン」と略)が公表された。

以下の項では、防災・復興ガイドラインの内容も参

考にしつつ、平常時の備え、避難生活、復旧・復興における女性への配慮の視点を導入する際の課題についてみていきたい。

### ●防災・復興ガイドラインにおける7つの基本方針

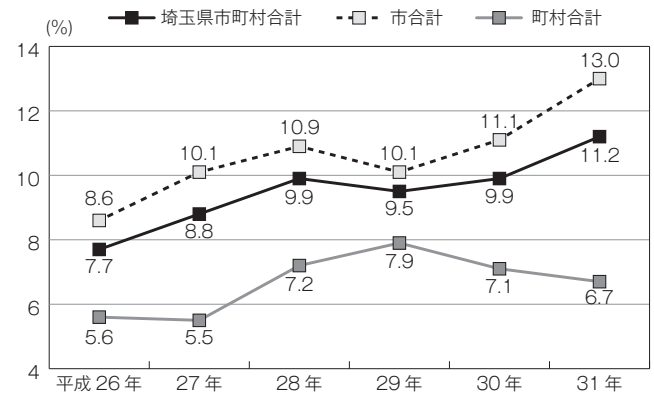
- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

### 平常時における災害への備え

防災に限らないが、意思決定過程への女性の参画によって、女性のニーズに応える環境整備が進むことが期待できる。防災については、地域の防災に関する重要事項を審議する防災会議が各地方公共団体に設置されている。災害対策基本法では第14条第1項で都道府県防災会議の設置、第16条第1項で市町村防災会議を設置することとしている。会議の運営方法や委員構成については、各自治体の条例で規定されている。

地方公共団体では意思決定過程への女性の参画を促進すべく、審議会の委員のうち女性の割合を30%または40%とすることを目標としているところが多い。しかし、防災会議については埼玉県防災会議の女性の委員の割合は17.4%、埼玉県内市町村防災会議全体で11.2%を占めるにすぎない。全国平均はさらに低い割合となっている。

### ●埼玉県内自治体の防災会議における女性委員の割合の推移



資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」をもとに作成  
(注) 各年4月1日現在

### ●全国の防災会議における女性委員割合

	全国	埼玉県
都道府県防災会議	16.0%	17.4%
市区町村防災会議	8.7%	11.2%
市区	11.0%	13.0%
町村	5.8%	6.7%

資料：内閣府「都道府県別全国女性の参画マップ」、埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」をもとに作成  
(注) 平成31年4月1日現在

防災会議に女性の委員が少ない理由の一つとして、会議の委員は条例等で指定されている機関（主に庁内部局や外郭団体、ライフライン事業者等）の長などが就任することが多く、そうした職に元々女性が少ないことがあげられる。また、女性の委員がいたとしても、それぞれの組織を代表して出席している立場から、女性への配慮に特化した話題にまで至らないことも予測される。

そういった課題に対して、女性の委員を増やす方策として、たとえば保健師や助産師、看護師、保育士、介護士等の女性が多い専門職かつ災害対応に深く関わる可能性が高い職にある人を委員として登用することが考えられる。また、あらかじめ自治体が有している女性人材リストから推薦してもらうという方法もある。

委員の女性比率を高めることが困難であったり、防災会議において女性の視点に立った対策が取り上げ

にくい場合には、会議の下部組織として当該テーマを主題として検討する専門部会を設けることも一つの方策といえる。

また、自治体における職員の体制を整備することも必要である。防災・危機管理担当部局の職員の男女比を庁内全体の職員の男女比と同程度にするよう努めたり、災害時に避難所となることが予定されている施設には必ず女性職員も配置するなどの工夫が必要である。

地域社会における備えも重要である。近隣住民同士で組織される自主防災組織には女性の参加が多い組織もあるが、リーダーの役割を担う女性が少ない傾向がある。女性のリーダーを育成すると同時に、避難訓練や避難所運営ゲーム(HUG)等を通じて、あらかじめ女性の視点を反映した防災活動への住民の意識づけを行うことも必要である。

そのほか、当然のことながら、女性用品や妊産婦・乳幼児・子育て家庭のニーズに応える生活用品、プライバシーを確保するための物資等の備蓄も最重要課題である。「防災・復興ガイドライン」によると、防災会議の女性委員比率が高いと各種生活用品を常時備蓄する比率が高いという調査結果が報告されている。こうしたことから、防災に関する意思決定過程に女性の参画が増えることの重要性がうかがえる。

## 避難所運営における課題

男女共同参画や女性への配慮の観点から、避難所運営において最も重視すべき課題は、女性や子どもが安全に避難生活を送れる環境を整備することである。

これまでの災害の経験から、避難所の環境整備として、トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は男女別に設け、授乳室を設けることが必要とされている。また、男子トイレと女子トイレの割合は1：3の割合が推奨されている。そのほかにも女性用品については配布場所を設けたり、生理用品等はあらかじめ女子トイレに配備する等

の配慮が必要となる。

また、避難所運営においては管理責任者に女性と男性の両方を配置して、双方のニーズをきめ細かく汲み取れる体制を整えることが重要である。

避難者の安全の確保として特に注意をしなければならないことは、女性や子どもに対する暴力の防止である。災害時はプライバシーを守ることが難しい環境であることに加えて、被災者にストレスがかかることから、平時よりも性暴力やDV、児童虐待が起りやすくなるという認識が共有されることが望ましい。特に、子どもは保護者や大人が災害対応に追われて目を離す時間が多くなることから、犯罪に巻き込まれないようにする注意が必要である。

災害時には、平時よりも、立場の弱い人がさらに困難な立場に追いやられる可能性が高くなる。そうした状況に対応するためにも、災害発生後であっても男女共同参画センター(女性センター)の機能は通常通りとすることが望ましい。男女共同参画センターは、男女平等社会に向けての啓発活動からDV相談に至るまで男女共同参画社会に向けて総合的に対応する機能を持っている。しかし、多くの公共施設と同様に、災害発生後は避難所として転用されることも少なくないことから、男女共同参画センター職員が避難所運営に従事することによって相談機能等が停滞することもありうる。相談窓口としての機能を維持しつつ、妊産婦や出産直後の母子専用スペースを設置するなど、従来の機能を活かす利用方法をあらかじめ準備しておくことも重要である。

また、避難所における共同作業で、片付けなどの力仕事は男性、食事作りは女性というような性別による役割分担をルールづけることは避けた方がいいと考えられる。同じ避難所で生活しているとしても、ある人は行方不明の家族を探したり、ある人は持病を持っていたりするなど、抱える事情は千差万別である。共同で作業を行うにしても、誰かに負担が偏ることがないルール作りが必要で

ある。

被災下におけるストレスからくる心身の不調にも男性と女性では異なる影響が表れることが報告されている。避難生活だけでなく、仮設住宅や復興住宅に移ってからも注意が必要だが、ケアのあり方にも性別による配慮が求められる場合がある。

### 復旧・復興に向けての課題

義捐金や被災者生活再建支援金等は被災者の生活再建に向けて大きな助けとなる。しかし、これらの支援金の支給先は多くの場合、世帯主への支給が制度化されている。世帯主と家族の意向が違ったり、世帯主と家族が別生計になっていたり、世帯主とは別の家族が生計を支えている場合もある。今般のコロナ禍における1人あたり10万円支給の特別定額給付金も、支給開始前からDV被害者への支給の困難が見込まれていた。マイナンバー制度も導入されたので、今後は従来の世帯主中心主義から個人の支援へとシフトするような動きになることが期待される。

また、復興まちづくりの過程により多くの女性が参画できる仕組みも必要である。たとえば、まちづくりのために組成される協議会の役員のうち3割以上を女性とするといったことや、復興まちづくりのための協議に住民が参加する場合には世帯主だけでなく一つの世帯から男性も女性も参加できるような仕組みづくりも考えられる。

雇用については、女性は男性と比べて非正規雇用の割合が高く、災害等の非常時において解雇されやすい傾向がみられる。また、育児や介護など家庭におけるケアの役割が偏りがちである。女性が就業復帰しやすいように、早期に子どもや要介護者の預け先を整備するとともに、雇用継続や起業等を支援する助成も含めて、女性の就業を支える取り組みも必要である。

### 災害対応に携わる職員や支援者への視点

これまで、市民の立場から見た防災体制について述べてきたが、災害時に市民を支える公務員や消防署員、警察官、保育士、介護士なども一生活者であるという視点を忘れてはいけない。災害の発生時から待たなしの対応を迫られるが、上記の人々の中にも世話をしなければならぬ子どもや介護を必要とする家族を持つ人が少なくないと思われる。あらかじめ災害が発生した時には、どのような体制をとるか自治体全体で準備しておく必要がある。

また、これまでの災害時には、上記の職員やボランティア等の支援者が性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害に遭ったケースも報告されている。こうした事態を避けるための環境整備や相談体制・通報体制を整備しておくことも大切である。

### おわりに

今回述べた事項は、防災・避難・復興において、女性の視点に立って留意すべきことである。また、当然のことながら災害発生時には、女性だけでなく、高齢者や心身に障がいを持つ人、外国人や家族に病人や要介護者がいる人、ペットと暮らす人など、避難にあたって困難を感じる人も少なくない。これまでも被災者一人一人の困難に耳を傾け、多くの気づきを経て「防災・復興ガイドライン」など被災者に寄り添う環境づくりが進められてきた。災害などの非常時には、皆が我慢しているのだから不便は我慢しなければならないというような空気に支配され、時には犯罪被害を訴えられないような人権侵害にまで至ってしまう可能性もある。「我慢」ではなく、不都合や不便があれば声を上げられることが当たり前になり、これからも被災者への様々な配慮の視点が更にアップデートされていくことが期待される。

## はじめに

近年、世界各国で盛り上がりを見せているeスポーツが国内でも話題となってきたおり、メディア等で目にする機会も増加してきている。政府でも「未来投資戦略 2018」において、クールジャパンの一環として「新たな成長領域として注目されるeスポーツについて、健全な発展のための適切な環境整備に取り組む」としている。

また、経済産業省では、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を2019年に開催し、さらに、2020年には「経済産業省は、世界的に拡大が見込まれるeスポーツ競技大会について、公平・公正な大会の実現に不可欠な国際ルールの検討に関する主要国の動向調査を行い、ルール形成に向けた全体戦略策定に取り組めます」(経済産業省HPより)として、戦略的国際標準化加速事業:ルール形成戦略に係る調査研究(eスポーツに係る競技大会の信頼性確保)を実施している。

一方で、一般的には「ゲームはスポーツではない」「子供に悪影響がある」など否定的・懐疑的な意見も根強く、ゲームプレイ時間を制限する条例が施行されて話題となった自治体もある。ここでは、eスポーツ界の現状と展望を見ていきたい。

## eスポーツとは

eスポーツとはエレクトロニック・スポーツ(electronic sports)の略で、競技性のあるコンピューターゲーム、ビデオゲームを使った競技のことである。

日本では、1970年代のインベーダーゲームの頃から個別のゲームセンター単位での小規模なゲーム大会として行われていたが、爆発的に増加したのは1990年代に対戦型格闘ゲームが登場してからだろう。スコアを競い合う従来のゲームと

違って対人戦であることもあって、個別のプレイヤーにも注目が集まり、「ゲームを観る」楽しさも同時に広めることとなった。1996年には国際的なeスポーツ大会 Evolution Championship Series (EVO) が開催され、同時期にPCゲームにおいては、海外を中心にオンラインによる多人数同時対戦ゲームが人気を集めていった。

そして、プレイヤーの増加はマーケットの拡大に繋がり、関連業界が巨額の資金を投入することで、次第に大規模な大会が増加していくことになる。

eスポーツは、インターネットを通じて世界中どこからでも参加できることが特徴である。しかし、より公正を期すために参加者が一カ所に集まり、オフラインプレイのみとする大会も多い。さらに、大型スクリーンを備えた会場に観客を集めたうえで、競技の観戦も含めたイベント形式とする大会も定着してきており、規模の拡大とともに、興行としてのeスポーツも広がりを見せている。

## ● eスポーツ大会開催例

大会名	開催国	賞金総額
League of Legends World Championship	中国	492百万円
Intel Extreme Masters	ポーランド 他	209百万円
The International	アメリカ	2,652百万円
Dota 2 Asia Championships	中国	65百万円
Smite World Championship	アメリカ	84百万円
Call of Duty World League	アメリカ	20百万円
Call of Duty World League Pro League	アメリカ	75百万円
ELEAGUE	アメリカ	107百万円

資料:総務省「eスポーツ産業に関する調査研究報告書」を元に加工

## 海外におけるeスポーツ

1990年代から、興行としてのゲーム大会が注目されるようになり、2000年には韓国やドイツといった国でeスポーツ団体が設立、その後もヨーロッパ、アジアの国々においてeスポーツ事業を行う団体が次々に設立されていった。

2008年には、9カ国によるeスポーツ団体の国際組織として、国際eスポーツ連盟 (IeSF) が設立された。現在は80近い国や地域が加盟 (IeSF公式HPより) しており、世界中で広がりを見せている。IeSFは、2009年より毎年eスポーツ世界選手権を開催しており、参加者数も徐々に増加し、2019年にソウル市で開催された大会では、日本代表チームが初めて総合優勝を果たしている。

さらに、2018年にジャカルタで行われたアジア大会では、公開競技としてeスポーツが採用され、2022年の杭州大会では正式競技とされる予定となっている。

また、海外では行政がeスポーツに関わるケースもある。

eスポーツ大国である韓国では、2000年には政府公認の韓国eスポーツ協会が発足し、さらに、公式大会を主催することで、国がeスポーツ推進に主体的に関わっている、との認識を醸成することに成功している。また、不正行為やマナーの面については厳しく対応することで、eスポーツ業界に対するイメージの健全化にも積極的に取り組んでいる。

ドイツでは、2020年にEU圏外出身者のプロeスポーツ選手に対してのeスポーツ専用ビザを世界で初めて新設した。これにより、ドイツ国内のeスポーツチームによる外国人選手やコーチ、スタッフの採用、また、国際的なトーナメント運営の簡易化などが期待されている。

ビザの問題はeスポーツの課題の一つでもあり、2016年にアメリカで開催された国際大会では、ビザの問題でフィリピンの代表選手の入国が遅れ、不参加となりかねない事態が起きたこともある。これを機にフィリピンでは、国がeスポーツ選手に対して「プロライセンス」を与えることで、ビザを取得しやすくなっている。

## 日本におけるeスポーツ

近年、日本でもeスポーツの取り組みは拡大しつつある。

国体では、2017年の愛媛国体、及び2018年の福井国体にて文化プログラム競技としてeスポーツ大会が開催され、それぞれ県内のチームが参加した。2019年の茨城国体では、同じく文化プログラムの位置づけながら、都道府県対抗戦として規模を大幅に拡大して実施された。これは公共団体主催の国内初の全国的なeスポーツ大会と言えるだろう。また、茨城県では、国体でのeスポーツ大会の実施を受けて「いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト」がスタートし、「産学官が連携して取り組む土壌づくりを進めるとともに、ビジネスや地域づくりなどへのeスポーツの活用を促すことで、新たなeスポーツ産業の創造を目指す」(茨城県HPより) としており、大会開催をきっかけにeスポーツに対する取り組みが継続、拡大している。

さらに、2020年1月には、東京都が5,000万円もの予算を計上して企画された「東京eスポーツフェスタ」が開催され、オープニングセレモニーには都知事も参加している。

自治体がeスポーツ関連で予算を計上するのはこれが初めてのケースではなく、金沢市では2018年度に地場産業に対する取り組みとしてeスポーツ関連の予算を計上し、2019年には産学官が連携する「eスポーツ金沢モデル」をまとめ、「新たな成長産業の創出や老若男女が参加できるユニバーサルスポーツになるように普及推進を図り、eスポーツ文化の聖地金沢をめざします」(金沢市HPより) としている。

さらに、一般企業にも福利厚生や働き方改革、企業イメージ向上の一環として若者に人気のeスポーツを取り上げる動きがあり、2020年には企業間交流も視野に入れたアマチュアプレイヤーを対象とした社会人eスポーツリーグが設立されている。

一方で、実際のプロスポーツチームもeスポーツに進出してきており、サッカーJリーグや日本プロ野球機構など日本を代表するプロ団体がeスポーツの大会を開催している。

## コロナ禍とeスポーツ

2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により世界中で巣ごもり需要が増加する中、ゲームも大きく注目されることとなった。WHOは、2019年に「ゲーム障害」を正式に国際疾病分類に追加（2022年1月発効）しているが、一方コロナ禍においては、WHOの事務局長やアンバサダーが、ソーシャル・ディスタンスを促進することを念頭に、余暇を過ごす手段としてゲームを挙げている。

その中でゲームプレイを楽しむ、またはインターネットを通じたコミュニケーションツールとしての利用だけでなく、動画を通して「他人がやっているゲームを観る」というエンターテインメントとしての需要も顕在化した。

元々ゲーム実況は動画コンテンツ内では人気のあるジャンルではあったのだが、外出自粛が叫ばれイベント中止が続出する中、スケジュールの空いた芸能人なども多く参加することによって一般にも広く認知されていった。

このような動きは日本に限られたものではなく、コロナウイルスの大流行をきっかけに世界中でゲーム配信の視聴者数は急上昇している。ゲームプレイの生放送を中心とした配信プラットフォームであるTwitchの2020年第2四半期におけるゲーム動画視聴時間は、前年比80%以上の伸びを記録している。

また、実際のプロスポーツイベントや大会が続々と中止となる中で、代替大会としてeスポーツ大会が開催されたケースもある。例として、プロテニス「ムチュア・マドリード・オープン・バーチャル・プロ」、モータースポーツ「F1バーチャルグランプリ」、プロバスケットボール「NBA 2K20」などが挙げられる。「ムチュア・マドリード・オープン・バーチャル・プロ」には実際のツアープロが参加している。「F1バーチャルグランプリ」は、現役や元ドライバーのほか、他のスポーツの選手やキャスターなど多彩な顔ぶれの大会となっており、実際のレースが開催されるまで全8戦行われた。こちらは公式発表によると、全世界で計3,000万回の視聴回数を記録するなど一定の成果を見せている。

また、サッカーのスペイン1部リーグではリーグ戦

が中止となる中、サッカーゲームを用いた新型コロナウイルスのチャリティ・トーナメント「ラ・リーガ・サンタンデル・チャレンジ」が実施され、1部リーグに所属するチームの選手18名が参加し、テレビやインターネットで生中継された。

日本でもJリーグ公式戦中断中に、関西のテレビ番組の企画として関西に本拠地を置く4つのJリーグチーム所属選手がサッカーゲームでリーグ戦を行い、その模様は様々な動画プラットフォームにおいて無料で配信されている。

いずれもeスポーツは実際に競技に参加することだけでなく、「観る」ことにも価値、需要があることを示す例といえるだろう。

### ●Twitchで2017年に視聴されたゲームと総視聴時間

ゲームタイトル	視聴時間（単位：時間）
League of Legends	2億7,470万
Counter-Strike: Global Offensive	2億3,290万
Dota 2	2億1,790万
Hearthstone	7,690万
Overwatch	2,520万
Starcraft II	2,120万
Heroes of the Storm	1,960万
Rocket League	1,730万
Street Fighter V	1,150万
SMITE	1,070万

資料：総務省「eスポーツ産業に関する調査研究報告書」

## eスポーツと地方創生

以上のように、eスポーツは新しいエンターテインメントとして世界中に拡大、定着しつつあり、この動きを地域活性化に活かしている事例もある。

ポーランドにカトヴィツェという町がある。かつては炭鉱と工業が盛んで、大気汚染などの環境汚染が問題となっている町だったが、2014年に市が主体となってeスポーツ大会「Intel Extreme Masters」の世界優勝決定戦を誘致した。その結果、2019年の大会には人口30万人の都市に17万人を超える来場者が訪れるようになった。当然、地元への経済効果も大きく、市では今後も同大会を継続して開催するように予算も確保しており、世界的なeスポーツの聖地のひとつとなっている。

現在では大規模なeスポーツ大会誘致について積極的な都市も出てきており、大規模大会も開催可能なスタジアムを建設する動きもある。そのような中で、自治体が主体となって、いち早くかつ継続的に大会を開催していることが大きな結果につながっているといえるだろう。

日本では逆にゲームファンコミュニティから始まって、自治体が参加する規模にまでなった事例がある。

2016年富山県において一人のゲームファンが、eスポーツイベントを継続的、定期的で開催し始めた。この大会がゲームファンの中で話題となり、徐々に規模が拡大した。

その活動の中で若者の日本酒離れや伝統工芸の後継者不足など、地域の課題に接することになった。そこで、酒蔵でのイベント開催や、伝統工芸品である高岡銅器をeスポーツ大会の記念品とするなど、課題解決のきっかけづくりともなるユニークな取り組みを実施した。これがメディアにも取り上げられるなど大きな話題となり、同時に地元の理解も得ていった。

そして、2019年には県や市などの自治体をはじめ地元TV局、新聞社、商工会議所などが主催・共催に名を連ね、3千人もの来場者が集う北陸最大級のeスポーツイベントとなっている。

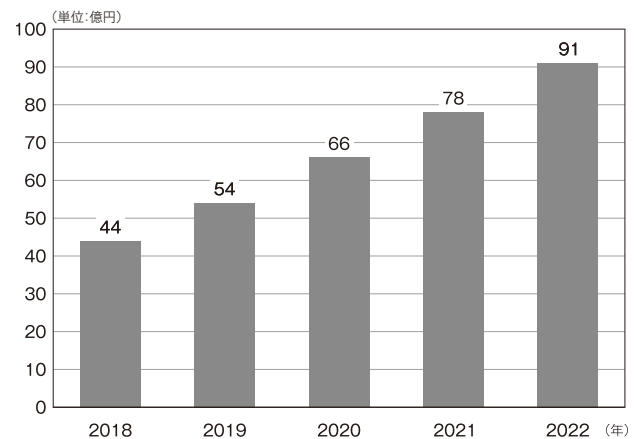
以上2つの例は、起点は異なるもののいずれも大規模な大会に自治体が主体的に関わり成功させてい

る。そのためには地元の理解、協力を得ることも重要となってくるだろう。

## おわりに

eスポーツの市場規模は今後も拡大していくと見られ、日本eスポーツ連合 (JeSU) の予測によると、日本における大会やチーム運営等による収入 (広告、放送権、グッズ、チケット等) である直接市場規模は、2018年には44億円だったが、2022年には91億円に達するとされている。さらに、2025年には600~700億円とする長期目標を掲げている。

### ●日本のeスポーツの直接市場規模予測



資料: eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会  
「日本のeスポーツの発展に向けて」

日本は、世界的に人気のあるゲームタイトルを持ち、ゲームに触れる機会の多い土壌がありながら、残念なことにeスポーツの分野では世界から大きく遅れている状況にある。

eスポーツは老若男女問わず楽しめるスポーツであり、産業としてだけではなく、福祉や教育といった分野にも利用できる要素もある。また、先に挙げたように地域活性化にも活用できる可能性も持つ。eスポーツが様々な面で有効に発展していくことに期待したい。

## 令和2年度 地域研究レポート集

発行 公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-9-15  
TEL : 048-824-1475 FAX : 048-824-7821  
ホームページアドレス <https://www.sarfic.or.jp/>